

県税のしおり

＜県税シリーズNo.3＞

軽油引取税

令和7年度



元売業者（軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者）又は特約業者（元売業者の特約店）から現実に軽油を引取った場合に納めていただく「軽油引取税」について、そのあらましをお知らせします。

○ 納める人

- 1 特約業者又は元売業者から現実に軽油を引取り（購入）した人に対し、その引取数量を基礎として課されます。この税は特約業者又は元売業者が軽油を販売するときに、代金と一緒に税金を徴収（特別徴収といいます。）し、翌月末日までに県に申告し、納税することになっています。
 - ・ 元売業者とは
軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で、総務大臣が指定するものをいいます。
 - ・ 特約業者とは
元売業者と契約して軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定するものをいいます。
 - 2 次の場合にも軽油引取税が課されます。
 - (1) 石油製品の販売業者等が、軽油に軽油以外の油（灯油・重油・バイオディーゼル燃料など）を混和するなどして製造された軽油（製造軽油）を販売した場合、燃料炭化水素油（軽油又はガソリン以外のもの）を自動車用燃料として販売した場合には、その販売量を基礎として、その販売業者等に課されます。
 - (2) ガソリン・LPガス・軽油以外の炭化水素油（例えば灯油等）を自動車の燃料として道路を運行したときは、その消費量を基礎として、自動車の所有者に課されます。これを所有者課税といいます。
- ☐ **製造等（製造、譲渡又は消費をいう。）の承認**
石油製品の販売業者及び自動車の所有者等が軽油の製造等を行うときは、製造等を行う時期、数量を定めて、事前に知事の承認を受けなければなりません。
製造等には植物油から作られたバイオディーゼル燃料と軽油等を混ぜる場合も含まれます。
※鉄軌道事業者に係る製造承認手続きについては、管轄地域の地方局へお問い合わせください。

○ 納める額

1キロリットルにつき 32,100円

- ☐ ガソリンスタンド等で軽油を購入されるとき、その代金のなかには1リットルにつき32円10銭の軽油引取税が含まれています。

○ 申告と納税

- 1 **納入申告及び納税**
特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納税します。
- 2 **納付申告及び納税**
販売業者が製造軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油・バイオディーゼル燃料など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の所有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油・バイオディーゼル燃料など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の所有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

○ 課税免除

次のような用途に使用する軽油に対しては、一定の手続きにより、軽油引取税が免除となります。

免税軽油の範囲（主なもの）

区 分	用 途
ア 船舶の使用者	船舶の動力源の用途 ※一定のレクリエーション（業として行うものを除く）の用に供する船舶（いわゆるプレジャーボート）は除外。
イ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源の用途
ウ 農業又は林業を営む者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者、委託を受けて農作業を行う者及び素材生産業を営む者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源の用途
エ 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者	さく岩機、動力付試すい機、鉱物の掘採、積込み、運搬用機械の動力源の用途
オ とび・土工・土工事業を営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（キャタピラを有しないものを除く。）の動力源の用途
カ 港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途

区 分	用 途
キ 鉱さい・ガラス製造業を営む者(中小事業者等(※)に限定)	鉱さいの破碎、鉱さいガラスの集積、積込み用機械の動力源の用途
ク 倉庫業を営む者	倉庫において専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
ケ 鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内において専ら貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
コ 廃棄物処理事業を営む者(産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者については中小事業者等(※)に限定)	廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途
サ 木材加工業及び木材市場業を営む者	木材加工業及び木材市場業で一定のものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途
シ たい肥製造業を営む者	たい肥製造業で一定のものを営む者の事業場内において専らたい肥の製造工程やたい肥若しくはその原材料の積卸し、運搬のために使用する機械の動力源の用途

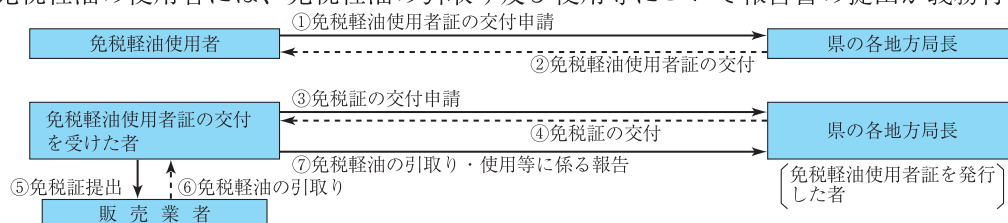
※「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(ただし、次に掲げる法人を除く。)
 (1) 発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人
 (2) 発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人
 (3) 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
 a 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人
 b 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が千人以下の法人(ただし、当該法人が通算親法人である場合には、(3)に掲げる法人を除く。)
- ③ 常時使用する従業員の数が千人以下の個人

○ 免税手続

免税軽油を使用しようとする人は、まず、県地方局長に申請し、免税軽油使用者証の交付を受けます。免税軽油を使用する必要があるときは、免税軽油の数量、免税軽油を引き取る販売業者等を記載した申請書を県地方局長に提出して免税証の交付を受け、その免税証に記載されている販売業者から免税証と引きかえに免税軽油を引き取ることになります。

なお、免税軽油の使用者には、免税軽油の引取り及び使用等について報告書の提出が義務付けられています。



- 不正に免税証の交付を受けて免税軽油を購入したり、免税証を他人に譲り渡したり譲り受けたりすると罰せられます。

○ 軽油引取税収入

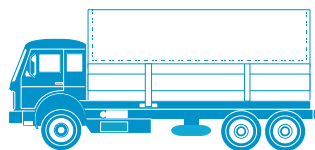
令和5年度に皆さんが納められた軽油引取税は約98億円で、県税全体の約6%を占めています。

○ 軽油引取税の不正をなくすために

県では軽油引取税の課税の適正と公平を図るため、軽油の路上抜取調査を実施しております。ぜひ御協力をお願いいたします。抜き取った軽油は、分析を行い、不正軽油を発見した場合には調査を行って、脱税の防止を図っております。

また、「不正軽油ホットライン」を各地方局に開設していますので、不正軽油に係る情報(密造施設、販売業者、使用・流通など)がありましたら下記までお寄せください。

- 軽油に灯油や重油を混和するなどして製造したいわゆる製造軽油や、灯油や重油のみを自動車の燃料として消費した場合にも、すべて1ℓ当り32円10銭の軽油引取税が課税されます。
- さらに、知事の承認を受けずに不正に軽油等を製造した者や、不正軽油と知りつつ購入、運搬及び保管等を行った者、不正軽油を製造すると知って、原材料や薬品、施設等を提供した者等に対し罰則が科せられます。



○ 軽油引取税についてのお問合せ先及び不正軽油ホットライン

地 方 局	所 在 地 及 び 電 話 番 号	担当課	管 轄 区 域
東 予 地 方 局	〒793-8516 西条市喜多川796番地の1 TEL 0897(56)1300 不正軽油ホットライン TEL 0897(53)3054	課税課	新居浜市・西条市・四国中央市 今治市・上島町
中 予 地 方 局	〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089(909)8754 不正軽油ホットライン TEL 089(915)1110	課税課	松山市・伊予市・東温市 久万高原町・松前町・砥部町
南 予 地 方 局	〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895(22)5211 不正軽油ホットライン TEL 0895(22)5257	税務課	宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町 伊方町

軽油は県内で買ひましよう